（電気通信事業報告規則の一部改正）

**第四条**　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （定義）<br>**第一条**　［略］<br>２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。<br>［一～九　略］<br>九の二　ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス　ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス用設備（光信号伝送用の伝送路設備及び無線設備（その一端が利用者の屋内用ルータと接続される無線設備に限る。）により構成される端末系伝送路設備をいう。以下同じ。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート型であるものをいう。<br>［十～二十五　略］<br>二十六　屋内用ルータ　電気通信事業者により特定地点以外での利用が契約約款等により制限された電気通信設備であつて、主としてパケット伝送に係る経路制御を行う機能を有するものをいう。<br>（電気通信役務契約等状況報告等）<br>**第二条**　次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。 | （定義）<br>**第一条**　［同上］<br>２　［同上］<br>［一～九　同上］<br>［新設］<br>［十～二十五　同上］<br>［新設］<br>（電気通信役務契約等状況報告等）<br>**第二条**　［同上］ |

| 報告対象役務 | 報告対象事業者 | 様式番号 |
| --- | --- | --- |
| ［略］ | | |
| ＦＷＡアクセスサービス | 無線設備により構成される端末系伝送路設備を設置してＦＷＡアクセスサービスを提供する電気通信事業者 | 様式第十 |

| 報告対象役務 | 報告対象事業者 | 様式番号 |
| --- | --- | --- |
| ［同上］ | | |
| ＦＷＡアクセスサービス | 無線設備により構成される端末系伝送路設備を設置してＦＷＡアクセスサービスを提供する電気通信事業者 | 様式第十 |